

【令和8年度 第1回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和8年7月2日(木) 14:00～15:00

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、有元委員、磯部委員、上村委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、小林委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 庭山委員、田中委員、竹越委員

事務局 黒部労働局長、岡崎労働基準部長

木村賃金室長、佐藤室長補佐、久川賃金指導官

4 議題

- (1) 会長代理の選任について
- (2) 審議会運営規程について
- (3) 新潟県最低賃金の改正諮問について
- (4) 実地視察について
- (5) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局]佐藤室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から「令和8年度第1回新潟地方最低賃金審議会」を開会いたします。本日の進行を務めます、新潟労働局賃金室の佐藤と申します。よろしくお願いします。

はじめに、定足数についてご報告いたします。

本日は、使用者代表委員の2名が所用のため、欠席と報告をいただいております。ご出席いただいております委員は、公益代表5名、労働者代表5名、使用者代表3名の合計13名の委員の方です

よって、各委員定数の2/3以上の出席が認められ、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募しましたところ、9名の応募があり、本日9名の方が傍聴されています。また、取材として記者の方が4機関、4名傍聴されています。

続きまして、開会にあたり黒部労働局長から挨拶を申し上げます。

[事務局]黒部労働局長

新潟労働局長の黒部でございます。委員の皆様方におかれましては、新潟地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より最低賃金制度のみならず、労働行政全般にわたりまして、特段のご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、新潟地方最低賃金審議会の令和8年度の審議は、本日からスタートすることとなり、本日は令和8年度地域別最低賃金額の改正決定について諮問をさせていただくこととしております。

ご承知のとおり、最低賃金につきましては、昨今、社会的関心が極めて高く、この時期になりますと、中央における議論の状況や各地域の動向などについて、様々な報道がなされる状況にあります。委員の皆様には、公労使それぞれのお立場から、いわゆる法定三要素を念頭に置いていただきながら、真摯にご議論いただいた上でご答申を賜りたいと考えております。

なお、現在、厚生労働省の中央最低賃金審議会において、本年度の目安額に関する審議が進められているところでございます。本審議会におかれましても、今後、中央最低賃金審議会の答申等を踏まえながらご審議いただくこととなりますが、新潟労働局といたしましては、審議会の円滑な運営に努めるとともに、必要な資料や情報の提供に万全を期してまいります。

本日も厚生労働省からの資料として「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を配付しておりますので、今後のご審議の参考としていただければ幸いです。

委員の皆様には、本年度もご多忙の中ご負担をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

[事務局]佐藤室長補佐

続きまして、第57期の委員の交代がありましたことから、ご紹介させていただきます。

公益代表の佐々木委員に代わりまして、新たに任命されました上村委員です。

一言、お願いいたします。

[公益]上村委員

新潟大学の上村でございます。ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

[事務局]佐藤室長補佐

ありがとうございました。

労働者代表の片山委員に代わりまして、新たに任命されました小林委員です。

一言、お願いいたします。

[労働者側]小林委員

UA ゼンセンから出ております、労働者代表の小林でございます。前任の方も同様、審議を円滑に進めるため、協力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

[事務局]佐藤室長補佐

ありがとうございました。

使用者代表の八木委員に代わりまして、新たに任命されました庭山委員です。

一言、お願いいたします。

[使用者側]庭山委員

6月15日から新潟県中小企業団体中央会の専務理事に就任いたしました、庭山でございます。何分、このような場は初めてでございますが、皆様の意見を聴きながら、勉強いたしまして、委員としての役割を果たしていくように努めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局]佐藤室長補佐

ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介いたします。

労働局長の黒部でございます。今ほどご挨拶申し上げました。

続いて、労働基準部長の岡崎でございます。

賃金室長の木村でございます。

賃金指導官の久川でございます。

最後になりましたが、室長補佐の佐藤です。

よろしくお願いいたします。

[事務局]佐藤室長補佐

それでは、議題に入らせていただきます。議題(1)会長代理の選出について、でございます。会長代理でありました佐々木委員の辞任に伴う、新たな会長代理の選出についてです。賃金室長より説明いたします。

[事務局]木村賃金室長

最低賃金法第24条第2項により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員を選挙することとなっております。

最初に立候補者の確認を行います。

会長代理に立候補する方はおられますか。

—立候補者なし—

[事務局]木村賃金室長

おられなければ、推薦はございますか。

[労働者側 遠藤委員]

私から、会長代理を推薦したいと思います。

会長代理については、有元委員を推薦いたします。

有元委員におかれましては、令和3年から特定最低賃金審議会電機専門部会委員を歴任され、令和7年から本審議会の委員をされており、経験豊かな方でございます。

このような理由から、会長代理に推薦することといたしましたのでよろしくお願いいたします。

[事務局]木村賃金室長

ご推薦ありがとうございます。

ただいま、ご推薦いただきましたが、他に推薦する方はございませんでしょうか。

—推薦者なし—

[事務局] 木村賃金室長

他に推薦者がいないようですので、会長代理選挙についてご説明いたします。

当局では、従前から、立候補した方又は推薦を受けた方が1名の場合、投票用紙を用いずに、委員から、賛成・反対の声を上げていただく、いわゆる「発声投票」により選挙を行っておりますので、今回もそれに倣いたいと思います。

それでは、有元委員を会長代理に選出することについて、ご異議ありますでしょうか。

[各委員]

異議なし

[事務局] 木村賃金室長

ご異議がないようですので、有元委員が会長代理に選出されました。それでは、有元委員、どうぞよろしくお願いいたします。

では、有元会長代理に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

[有元会長代理]

ただいま、会長代理を仰せつかりました、新潟大学の有元と申します。難しい経済環境の中、本審議会の決定は本当に大きな重責で注目を集めるものと思っております。会長代理として、できることを精一杯していきたいと思っておりますので、実のある議論ができるように、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

[事務局] 木村賃金室長

ありがとうございました。

それでは、これからの進行を長谷川会長をお願いしたいと思います。

[長谷川会長]

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題(2)になります。審議会運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 木村賃金室長

本審議会につきましては、お手元にお配りしております資料№2「新潟地方最低賃金審議会運営規程」等に基づき運営しております。今期もこれに基づき運営することをご確認願います。

[長谷川会長]

運営規程第6条に基づく本審議会の公開について、事務局説明願います。

[事務局] 木村賃金室長

資料№2の新潟地方最低賃金審議会運営規程の第6条をご覧いただきたいと思います。

審議会は「原則として公開する」とこととされておりますが、但し書では、公開することにより「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」、「個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定められています。

新潟地方最低賃金審議会では、令和5年度の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会の報告において「公・労・使の三者が集まって議論を行う部分は公開する」という報告が示されたことから、令和5年度からそのとおり運営しております。

なお、公開に関しては、参考に資料№3として、令和8年4月1日付けで厚生労働省より事務連絡が発出されておりますので、お配りしております。

この事務連絡は、令和5年度の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会の報告を踏まえ、再度伝達されたものです。

厚生労働省からは、公労使三者が集まって議論を行う部分は、原則公開とすること、また、非公開とする場合にはその理由を明確にすることが求められております。本審議会の運用方法としては、例年に倣い、三者が揃う会議については本会議場に傍聴席を設けて公開し、二者のみの審議については傍聴者のいない別室で非公開により行うことといたします。

さらに、二者協議が非公開で行われる場合には、事務局はその協議に一切関与せず、議事録も作成しないことといたします。

今年度におきましても、今ほどの公開・非公開の取り扱いでお願いいたします。

[長谷川会長]

事務局からの説明について、ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の説明どおりで運営することといたします。

続いて、最低賃金審議会令の第6条第5項の取り扱いについて、事務局から説明をお願いし

ます。

[事務局] 木村賃金室長

事前にお配りさせていただいております最低賃金決定要覧152 ページをご覧ください。最低賃金審議会令が記載されております。

第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められております。例年、新潟県最低賃金審議会の審議におきましても、この規定を適用し、専門部会で全会一致した場合に限り、審議会の決議とする取り扱いとしておりました。

今期について例年に倣い、この規定を運用してよろしいかご検討をお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、従来どおり専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うことといたします。

続きまして議題(3)「新潟県最低賃金の改正諮問について」に進みます。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 佐藤室長補佐

それでは、局長から新潟県最低賃金の改正について諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、会長と局長は、前の方へお進みください。

なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影場所にご移動ください。

それでは新潟労働局長、お願いいたします。

[事務局] 黒部労働局長

新潟県最低賃金の改正決定について、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いいたします。

[事務局] 佐藤室長補佐

会長・局長、席にお戻りください。また、写真撮影で移動された方もお戻りください。
なお、ただいま諮問文の写しをお配りしておりますので少々お待ちください。

[長谷川会長]

続きまして、配付された資料について、説明を事務局からお願いいたします。

[事務局] 木村賃金室長

それでは、資料№4から14についてご説明させていただきます。

昨年度と同様の資料に、新たに厚生労働省からの資料として「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」をお配りさせていただいております。

最初に、資料№4の「令和8年6月23日付の厚生労働省からの資料」をご覧ください。「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」についての通達です。

この通達は、令和8年度以降の審議に向けて、昨年度の各地方最賃審の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理が行われたものです。

1点目といたしましては、近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方として課題が示されており、対応方針としては、近隣県等との金額のみの比較だけで地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきと述べられています。

2点目といたしましては、発効日についての考え方です。

発効日の後ろ倒しの背景と、それによる影響の確認が行われ、それらを踏まえた議論では、最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論し決定すること。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を最低賃金審議会の公益委員見解等で、出来る限り明らかに示した上で決定することと述べられております。

この内容は、先日、中央最低賃金審議会でご了承いただいた内容になります。

続きまして、資料№5の「令和8年春季賃上げ状況」をご覧ください。主要な団体から発表されました状況をまとめた資料になります。上からの3つは全国のデータになり、最後は連合新潟のデータになります。賃上げが4%から5%台で行われたデータになっています。増加率を前年と比較しますとおおむね横ばいとなっています。

続きまして、資料№6の「新潟県の経済情勢」は、日銀新潟支店から発表されました新潟県の金融経済動向や、新潟財務事務所から発表されました新潟県の経済情勢報告などをまとめた

資料になります。日銀新潟支店の基調判断としては、「県内景気は、原材料高の影響などを受けつつも、持ち直している。」とあります。

新潟財務事務所の先行きでは「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が持ち直しを支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注視する必要がある。」とあります。

続きまして、資料№7の「一般職業紹介状況」は、新潟労働局職業安定部が発表した資料になります。「県内の雇用情勢は、改善の動きにやや足踏み感がある。引き続き、求人・求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要がある」との判断が示されています。

続きまして、資料№8は、「新潟県の主要指数の推移」になります。厚生労働省の賃金構造基本統計調査結果によると短時間労働者 1 時間当たりの所定内給与額が令和7年は 1,285 円となっています。高卒初任給の男女別のデータでは、男女とも過去最高額となっています。東京格差の数字については同じデータの割合を記載しております。そして、標準生計費ですが、新潟県人事委員会が職員給与を決定する際に用いられるデータとなっています。住宅ローン、社会保険料、税金等を除いた生活費のデータになっています。さらに、消費者物価指数対前年上昇率は新潟市の令和7年の年報のデータになります。最後は、有効求人倍率で、令和7年の年データとなります。

続きまして、資料№9は「物価動向」です。上段の消費者物価指数は、令和7年 4 月からの月々のデータで、全国との比較ができるものにしてあります。令和7年12月頃から全国に比べ新潟市の物価が下がり、その後は低く抑えられている傾向が示されています。下段の企業物価指数もこの一年間の推移がわかるものとしています。国内企業物価はプラスの推移で、輸入物価のデータでは大幅にプラス傾向となっています。

続きまして、資料№10は、新潟県の「毎月勤労統計調査地方調査結果」の令和8年3月分になります。1ページに現金給与総額のデータを記載してあります。12月は対前年比大幅に減となっておりますが、おおむね横ばいとなっています。しかし、4 ページの第 3 表の物価指数を踏まえた実質賃金指数のデータを見ますと、前年比マイナスの月が多く、物価の上昇ペースが賃金上昇を上回っているデータとなっています。

続きまして、資料№11は、「昨年度の新潟地方最低賃金審議会・専門部会開催状況一覧表」で、昨年度の県最賃、特定最賃の審議の状況を表にしたものになります。

参考に付けさせていただきました。

続きまして、資料№12は、「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」になります。一番右の欄が発効日で、その日に発効するためには遡って行う必要があることの期

日がわかるものです。仮に、新しい最低賃金額の発効を10月1日とする場合、8月5日に答申しなければ間に合わないことがわかります。

続きまして、資料№13は、6月4日に行われました実地視察の概要です。このあとの議題でご説明いたします。

続きまして、資料№14は労働組合からの要望・要請書等になります。

一つ目は、レインボーユニオンから2025年度新潟県最低賃金改正決定答申の附帯決議に対する検証結果の報告を求める要望書です。

二つ目は、新潟県労働組合総連合、レインボーユニオン、えちごユニオンの連名で新潟労働局長、最低賃金審議会会長あてに提出のあった要請になります。2026年最低賃金改定にあたっては、1,700円以上に引き上げる等の要請をいただいております。

三つ目は、新潟県弁護士会からの「最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明」です。

要望、要請書等は、以上となります。

なお、いただいた内容は、本審議会、新潟労働局で対応できないものがありますので、要望、要請を承り全て厚生労働省に報告を行っております。

以上を持ちまして、簡単ではございますが、資料についてご説明いたしました。

[長谷川会長]

今ほどの資料説明につきまして、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。

無いようですので、続きまして、議題(4)「実地視察について」事務局から説明をお願いします。

[事務局] 木村賃金室長

実地視察について、説明させていただきます。

当審議会では、令和6年度より実地視察を行っております。昨年度末に行いました第5回の本審では、今年度も実施することをご意見を伺っておりました。過去2回は7月に実施して参りましたが、審議会の1回目と2回目のあいだとして実施していたことから、調整期間が短い状況のため、委員の方からは、視察先の都合もあるものの1か月前に調整できると良いとのことをご意見をいただいております。

事務局としては昨年度の第5回審議会でも6月中旬から下旬の間で実施したいと回答しておりましたことから委員の皆様には5月11日にご案内を差し上げさせていただきました。

続きまして、実施視察の概要についてご説明いたします。

資料№13をご覧ください。

視察は6月4日に実施いたしました。

視察先は菓子製造・販売の事業場です。

労働者数は、約70人で、その内、男性が2割、女性8割、非正規社員は7割を占めています。

企業における最低賃金額は、正規社員の中途採用者で月額183,300円、非正規社員の方では時給1,075円でした。中途採用者だけ採用しておりますが、あえて、そのような形で選定しているわけではなく、新卒採用を行いたいと考えているものの、中途採用者しか集まらないという結果と聞いております。非正規社員の時給1,075円は985円から90円を上げて1,075円になっております。

直近の賃金改定時期ということで、こちらは令和7年の9月に月給、時給とも9.1%増として非常に高い率で改定が行われています。業務改善助成金の申請を行うタイミングで9月に改定しておりました。

賃金改定にあたっての主な考慮理由は、業務改善助成金を活用した機械設備の導入を検討した時期があったそうです。結果として本来購入する業者とは別業者から業務改善助成金の紹介をいただいて、その際に採択率が高いということを知ったことから、思い切って最大600万円の給付を受けられる90円を上げたということ聞いております。

この手続に際し、社会保険労務士にお願いするとか、そういうことは一切なく、この事業場の部長さんがおひとりで申請を行ったと聞いております。労働局に出向きまして、助言などをいただいて申請を行ったということもお聞きしました。

世間では、一般的に難しいと色々言われている中で、部長さんのご意見からすると、そう難しくはなかったというお話をされておりました。

資料裏面になります。最低賃金近傍で働いております労働者の方がされている作業というのは生地を計量したり、生地を仕込んだり、製品の包装作業、梱包作業ということでこちらの企業につきましては、決まった人が専門的にその作業だけをやるという考えではなく、作業内容を交互に入れ替えをして、いわゆる誰でもどの作業でも出来るということを目指しております。

同じ作業に長く就いてしまうと、経験豊富の方と上位の立場の人が逆転してしまうことから、企業としてはそういうことを防ぐために定期的に入れ替えを行っていることを申しておりました。また、作業内容を入れ替えておりますが、製造部門の者は製造部門のみで作業を行い、クレーム等の対応は管理部門で対応するというので、製造と管理部門をきっちり分けておりました。

5番目になります。一般的な景況と経営状況につきましては、令和6年の5月に事業譲渡を

受け、現在は業態の変更、組織改革を進めている状況でした。譲渡当時は新潟県最低賃金の水準でしたが、業務改善助成金の活用により賃上げを実施し、人手不足の解消ならびに設備導入による生産性向上を図ることが出来たと申しておりました。

6 番目になります。人材確保の状況については、令和7年10月から令和8年1月の繁忙期に向けて、短期パートアルバイトの募集をしたところ、令和7年9月の賃金改定の後だったこともあり、直接雇用で20名の採用が出来たと申しておりました。また、令和9年10月からの社会保険加入要件の変更は、従業員で被保険者となる対象者35名に影響するため、直近の大きな課題として認識しておられました。

7 番目になります。労働者の方の意見としましては、賃上げは実施されたものの、物価高の影響により生活が豊かになったという実感に乏しく、従来と同様に節約を余儀なくされています。一方で、労働時間や休日の選択が可能であり、個々の事情に応じた働きやすい環境であるとの評価もありました。今後も賃上げへの期待はあるものの、物価が下がらなければ実質的な改善にはつながらないとの意見を多くいただきました。

8 番目になります。事業場の意見としましては、時給90円の引上げは、合議制の役員会議により決定しており、役員からの意見では、「どのみち引き上げる必要があるのであれば、実施すべき」との意見が多数あったと申しておりました。一方で、従来の主力取引先の喪失による売上減少をいかに補うかが課題となってと申しておりました。最低賃金の引上げは不可避と認識しているが、地方企業においては物流コストの上昇等もあり、物価上昇を踏まえると11～13%程度の価格転嫁が必要と考えているところ実際には、価格転嫁は半分程度にとどまるケースが多く、大手企業が3か月程度で価格転嫁を行えるのに対し、中小企業では半年先となることも一般的であると申しておりました。

9 番目になります。審議会への要望としましては、最低賃金1,500円の目標は理解しているが、賃金上昇により扶養内勤務を希望する労働者が労働時間を調整する動きが生じる可能性があり、人手不足を助長する懸念があると申しておりました。また、社会保険加入要件の変更により離職を検討する従業員もあり、さらに若年層の中には転職サイトを通じて転職を検討する者も見受けられることから、安定的な雇用維持に不安があると申しておりました。

実地視察の報告は以上となります。

[長谷川会長]

今回の実施に当たっては、令和7年度第5回の審議会で実施することと決めておりましたことから、6月に実施することが出来ました。来年度の実施について、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

[労働者代表]櫻井委員

労働者代表委員の JAM 新潟の櫻井でございます。まず、今年度の実施にあたりまして、ご準備いただいた事務局の方々、また受け入れをしていただいた企業に改めて御礼を述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

非常に実のある視察だったと思っております。ちょっと感想を先に一言言わせていただきますと、少し残念だったのが、3名の労働者の方にお会いをさせていただきましたけれども、3名の方に新潟県の最低賃金をご存知ですか、って話をさせていただいた時に、3名ともが1,050円という金額を知らなかった。これ非常に残念だったなということと、まだまだ周知が足りないんだなということを改めて実感をさせていただきました。

それで、もう一点、報告記載のとおり、価格転嫁の問題が非常に重要かつ最大の争点にもなり得ているんだなということも、改めてお話を聞く中で実感をさせていただきました。価格転嫁も半分ぐらいしかできていない。非常に厳しいですね。これでは当然、労働者の賃金を、会社が上げたくたって上げられないという状況なんだなということは承知の通りですけれども、大手企業でもやはり3ヶ月、この視察のところでは半年先になることもあるということ、ここの部分は労働局と所管が少し違う部分はあるかとも思いますが、経営者側の方々にもお願いというかなんですけれども、是非、こういった問題があるとなかなか回っていかないんだよって問題共有を周りの方々にしていただきたいなと、改めてお願いをしていきたいところであります。

それと、来年度の実施につきましては、こういった形でまた実施をしていただけると、非常に参考になりますので、私としては、このような形での実施をまた臨みたいなと思っています。以上です。

[労働者代表]遠藤委員

労働者代表委員の遠藤でございます。私の方からも感想も含めてお話をさせていただきたいと思います。まずは、今回の実施視察にあたりましては、準備していただいた事務局、それから受け入れ先に感謝を申し上げたいと思います。それで、スケジュール感に関しましては、先ほど櫻井委員もおっしゃったとおり、私も今年度同様、第5回の本審で確認をしていただいて、6月に限ったことではありませんが、例えば5月ですとか、そういった時期に行うことがより多くの委員が参加できるということを考えれば、非常にいいと思いましたので、今年のスケジュール感に異論なしということでさせていただきたいと思いますし、また、欲を言えば、視察にあたっては一社だけでなく、例えば、二社、三社と、事務局は非常に大変かと思いますが、多

くの事業所を訪れることに意義があるのかなと思いますので、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

[長谷川会長]

ありがとうございます。いただいたご意見を参考に次回の実地視察に参考にしたいと思えます。

続きまして、議題(5)その他につきまして、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 木村賃金室長

その他の議題として4点ございます。

まず、1点目、最賃法第25条に基づく関係者からの意見聴取についてご説明いたします。

最低賃金決定要覧の148ページをご覧くださいと思います。

最低賃金法第25条第5項をご覧ください。

「最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と定められております。

この厚生労働省令とは、154ページの最低賃金法施行規則のことで、157ページにあります第11条1項で、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は意見書を提出すべき旨を公示するものと規定されています。

事務局では、これらに基づき本日付けで、意見聴取の公示を行います。

公示の方法は、労働局、監督署の掲示板への掲示の他、当局のホームページに掲載して意見を求めることとします。

[長谷川会長]

今程の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

無いようでしたら、事務局において意見聴取の公示の手続を進めてください。

続いて、説明をお願いします。

[事務局] 木村賃金室長

2点目、専門部会の設置及び委員の公示についてご説明いたします。

最低賃金決定要覧の148ページをご覧ください。最低賃金法第25条第2項では、「最低賃

金審議会は、最低賃金の決定又はその改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。

本日、本審議会に対して諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議をしていただくことになります。

専門部会は、最賃法第25条第3項及び審議会令第6条第1項の規定により、公労使の各委員3人ずつの計9人で構成させていただきます。

委員については、本日付で推薦公示を行うことといたします。

[長谷川会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

ないようでしたら、事務局において、専門部会委員の推薦公示の手続を進めていただきたいと思います。

続いて、事務局説明をお願いします。

[事務局] 木村賃金室長

3点目、専門部会の公開・非公開についてご説明いたします。

資料№15の新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規定審議会運営規程の第5条及び第6条をご覧くださいと思います。

専門部会の公開・非公開の取扱いについて規定されております。専門部会は「原則として公開する」とこととされておりますが、但し書では、公開することにより「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」、「個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合」には、部会長は、会議を非公開とすることができる」と定められています。

今後、設置されます、専門部会の運用方法としては、例年に倣い、三者が揃う会議については本会議場に傍聴席を設けて公開し、二者のみの審議については傍聴者のいない別室で非公開により行うことといたします。

さらに、二者協議が非公開で行われる場合には、事務局はその協議に一切関与せず、議事録も作成しないことといたします。

つきましては、ここでご確認いただきたいことは、これから行われます、第1回専門部会の会議の公開、非公開についてです。

専門部会の第1回につきまして、例年に倣い、公労使三者が揃う会議については原則公開し、

二者のみの審議は非公開とする取り扱いをお願いいたします。

なお、第2回以降につきましては、第1回専門部会の審議でご検討いただくことといたします。

[長谷川会長]

今程の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

無いようでしたら、専門部会の第1回においては公労使三者が協議するものは公開とし、第2回以降の公開・非公開につきましては第1回の専門部会で協議していただきたいと思います。

では、続けて、事務局より説明をお願いします。

[事務局] 木村賃金室長

4点目、「今後の日程について」についてご説明いたします。

資料№16をご覧ください。

日程につきましては、3月に行いました第5回の本審で、新しい最低賃金額を令和8年10月1日に発効することを想定した案を示させていただきました。3月の日程案では、中央審議会の目安額が7月25日に示されたことを参考にして作成しました。

なお、目安の伝達については、通常、第2回の新潟地方最低賃金審議会において、行っているところであります。今年度は7月29日が該当しますが、昨年度と同様に目安額の決定が遅れることとなりましたら、目安額が示された直後の専門部会において伝達をさせていただきたいと思います。

また、昨年度のように目安額が7月25日以降となり、日程を繰り下げるようになりましたら、7月29日の第2回の本審でご相談させていただきたいと考えております。

以上、ご多用のところ、恐れ入りますが、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

[長谷川会長]

今程の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

無いようでしたら、本日、予定していた議事は終了しました。

これらの議事以外に、各委員から何かございますか。

ほかに何かご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。

なければ、本日の審議を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

[事務局] 佐藤室長補佐

お疲れ様でした。

ご多忙中のところ恐縮ですが、次回、第2回本審となりますけれども、7月29日水曜日、午後2時から4階共用会議室で開催をする予定です。

また、第2回につきましては、改正に係る意見聴取などを行う予定としております。ご出席の方よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会します。

お疲れ様でした。